特集／中国・香港を巡る諸情勢

〈4〉最近の中国の「国家安全」関連動向について

―懲役12年の日本人男性は長年化学工業分野に従事との報道

―日本の学術機関と企業の中国における協力プロジェクトを厳格監視との指摘も

―国家機密ではないにも拘わらずスパイ罪で6年の懲役を科せられた日本人女性の例も

―「国家安全と利益」の内容は、推奨国家標準における「重要データ識別ガイドライン」掲載の具体事例が参考に

CISTEC事務局

【全体の構成】

○中国政府による戦略的鉱物の密輸取締り特別行動実施について（補足）
○日本人男性にスパイ活動認定で懲役12年の判決が言い渡された件
○中国出張した日本籍女性が6年の懲役刑に服役していた事案について
○反スパイ法の運用でも使われ得る「重要データ」の概念
○国務院新聞弁公室が「新時代の中国国家安全」白書を公布
○その他

中国政府による戦略的鉱物の密輸取締り特別行動実施について（補足）

―2010年代のレアアース輸出規制の失敗を「教訓」に抜け道を塞ぐ一環
―手続き上の次元のことを「反スパイ」の観点から問題視される懸念も

■戦略的鉱物の密輸取締り特別行動実施について

○中国商務部は5月9日に、国家輸出管理調整弁公室による政府横断的な戦略鉱物の密輸に対抗する特別行動を展開することを発表した。
○これについては、既に、下記資料のｐ８以下で解説した。
◎米中貿易協議共同声明に関するポイント（改訂版）（2025.5.13／改訂版同5.15）
https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20250513.pdf
○国家安全部がメンバーであるが、レアアースは、レアアース管理条例に基づき「国家が所有する戦略物資」として位置付けられ、その違法輸出（密輸）は、単に輸出管理法違反だけでなく、改正反スパイ法により「スパイ行為」とされ得る。このため、意図しない形で「密輸」「スパイ行為」に関わったとされる不測の事態も考えられることから、十分な注意が必要である。

■特別行動に先立つ国家安全部のレアアース密輸、技術流出に関するスパイ摘発強化の方針に基づく摘発活動

○鉱物資源の密輸等の防止については、今回の措置に先行して、国家安全部が 2024 年 5 月 30 日付で、微信（WeChat）の公式アカウントにおいて、レアアースの採掘や抽出に関連する技術の流出、窃取に西側スパイ組織や一部の外国企業が関わっているとし、スパイ活動を含む違法行為に「打撃を与える」として摘発強化の方針を示していた。

○詳細は、以下の CISTEC 資料のｐ１２の以下の「■国家安全部によるレアアース密輸、技術流出に関するスパイ摘発強化の方針」の項目参照。

◎中国の最近の輸出規制とその関連動向（改訂版）
－ 2024 年春以降の動向を中心として
（2024.8.1／同 8.5 改訂版）
https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20240801.pdf

○同方針については、外国との商取引に絡む形での密輸、技術流出に神経を尖らしている様子が見て取れる。上記資料の p13 で紹介した以下の記事を参照されたい。

◎「「希土」が「西側の土」に変わる？それは妄想！（国家安全部)
WeChat 公式サイト 2024 年 5 月 30 日付」

■特別行動実施の背景と考えられる報道

○ 2010 年代に、日米等に対してレアアースの輸出規制を行い、WTO において敗訴したが、当時の状況について、WSJ は次のように紹介している（WSJ 25.5.14）。

> 市場のメカニズムが資源をてこにしようとする中国の試みを損なった。2010 年代初めに、中国以外からの供給の伸びが加速したのだ。米レアアース生産会社のモリコープが米カリフォルニア州、豪同業ライナスがオーストラリアで既に開発を始めていたプロジェクトが加速し、生産能力は何万トンも増えた。2014 年までには、レアアース市場における中国のシェアが 90%超から約 70%に低下した。
>
> 中国の輸出割当制度にも、驚くほどの穴があることが判明した。生産者は抜け穴を利用し、制限の対象外である最小限の加工を施した合金を出荷した。一方で、生産量の推計 15～30%は近隣諸国を通じてこっそり持ち出された。中国政府が何千にも及ぶ小規模の採掘業者を取り締まれなかったことで、禁輸措置は致命的な打撃を受けた。
>
> メーカーは目を見張るほどの適応能力を示した。精錬業者は一時的に代替的な触媒を使い、磁石メーカーはレアアースの使用量を減らせるよう合金を調整した。新たな技術に完全移行するメーカーさえあった。この「需要崩壊」によって、新たな供給態勢の本格稼働が可能になる前に、危機の影響が小さくなった。2011 年に急騰していた価格は、急速に危機前の水準に戻った。

○中国政府は、この当時の「教訓」をもとに、次のような措置を講じて、輸出規制、技術移転規制の枠組みを整備するとともに、レアアース本体と関連技術について、国内流通から輸出までの国家管理下に置き、逃げ道を塞ごうとしている。

①中国輸出管理法を整備し、稀少鉱物資源をその対象とした（2010 年代の規制は環境保護を理由として WTO 敗訴したが、輸出管理法で GATT の安全保障例外を「援用」できるようにした）。

②その上で、レアアースがわずかでも含有、使用される製品も規制対象となり得ることとした。

②レアアース管理条例の制定することで、レアアース製品の全プロセスを追跡管理するシステムを構築し、国内レアアース産業全体を厳格な管理下に置いた。

③レアアース 73 項目の輸出実態を把握するため輸出報告の義務化を行った。これにより、サプライチェーンの詳細な把握を可能とした。

④「輸出禁止・輸出制限技術リスト」において、レアアースの抽出、製錬、分離等の技術の輸出制限を行うことで、製品、技術双方について規制下に置いた。

【参考】

◎中国国務院によるレアアース管理条例の制定について (2024.7.4)
https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20240704.pdf

◎中国商務部によるレアアース 73 項目の輸出報

告の義務化について（2023.11.09）
https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20231109.pdf

○当時の実態とその後の中国政府の対応をみると、当時の規制の「抜け穴」が塞がれていることがわかる。
・管理しきれなかった数千の小規模事業者を統合して国営で大規模化し、レアアースも国有資源化して、事業体を厳格な管理下に置いた。
・規制値に該当しないように最小限の加工を施した合金にして出荷するという抜け道を、規制対象レアアースを僅かでも含有・使用している製品も規制対象とし得ることにして塞いだ。
○このような「上に政策あれば下に対策あり」を体現する「抜け穴」を塞いだ上で、それでも可能性が否定できない「密輸」「違法輸出」の防止を、通常の産業・経済行政としてだけでなく、改正反スパイ法の「スパイ行為」と位置付けて摘発することとした、という流れと考えられる。
○いずれにしても、手続き上の次元のことを「国家安全」の観点から問題視され、不測の事態になる可能性に留意が必要となる。

日本人男性にスパイ活動認定で懲役 12 年の判決が言い渡された件

―当該男性は、長期にわたって中国で化学工業分野のビジネス活動に従事
―中国メディアは、軍民両用技術に関わる可能性のある産業情報収集を行った「グレーゾーンスパイ」と指摘
―日本の学術機関と企業の中国における協力プロジェクトを厳格監視との指摘も

■日本でのメディア報道

○本年 5 月 13 日に、中国上海市第 1 中級人民法院が、50 代の日本人男性に対し、スパイ活動を行ったと認定し、懲役 12 年の判決を言い渡した旨を、在上海日本総領事館が明らかにしたとの報道がなされた。
○男性は 2021 年 12 月に上海市内で中国当局に拘束され、22 年 6 月に正式に逮捕されたのち、23 年年 8 月に起訴されて、公判が進められていたとのこと。
○中国外交部報道官は、「日本側は中国の司法主権を適切に尊重するとともに、中国にいる公民（※中国在住の日本人）が中国の法律法規を遵守し、違法犯罪活動に従事してないよう教育・指導すべきである。」としているが、具体的にどのような行為が摘発対象となるかが不明確なまま、と報じられている。
　他方、中国国内メディア報道では、もう少し具体的な情報が報じられている。
○なお、男性は控訴せず、懲役刑が確定した旨が報じられている（日経新聞 23.5.23）。

■中国メディアの報道による付加的情報（１）

○中国メディアの百度（Baidu）が提供する個人向けメディアプラットフォーム百家号に 2025 年 5 月 16 日に投稿された情報を見ると、次の点が注目される。
○**＜注目点１＞当該男性は、長年中国の化学工業分野のビジネス活動に従事し、軍民両用技術に関わる可能性のある産業情報収集を行った「グレーゾーンスパイ」と指摘。**

> 今回懲役刑に処された日本籍男性は、長期にわたって中国で化学工業分野のビジネス活動に従事しており、その収集した産業データは軍民両用技術に関わる可能性があるとされる。中国が法に基づいてこのような行為を取り締まることは、国家安全を守るために必要な措置であり、“グレーゾーンスパイ”に対する有効な抑止力でもある。

・中国との間でビジネス活動を行う外国企業にとって、その産業分野の情報取集を行うのは当然の活動であり、その情報が軍民両用技術だから国家安全を侵すとして、スパイと認定されるというのでは、軍民両用技術など多々ある中、多くのビジネスマンが「グレーゾーン・スパイ」として拘束され厳罰を課されるリスクが生じることになる。

○**＜注目点２＞在上海日本国総領事館職員は、最終**

審段階では傍聴が可能となったが、“プライバシー保護”を理由に具体的な法定審理の詳細を公表しなかったとのこと。

注意すべき点は、初公判では在上海日本国総領事館職員の傍聴が認められなかったが、最終審段階では傍聴が可能となったが、日本側は“プライバシー保護”を理由に具体的な法定審理の詳細を公表しなかったことである。

判決が公表されると、在中国日本国大使館は速やかに、中国外交部に3項目の要求を再度提出した。すなわち第一に、“拘束されている日本国民を早期に釈放すること”;第二に“司法手続きの透明性を確保すること”;第三に“人道的な待遇を与えること”。

中国は（ウイーン）条約締約国として、実践において通常は領事館職員が法律の規定を満たすという前提の下で事件の処理に参加することを認めている。今回の事件において、初公判で傍聴が認められなかった原因は事件の機微性による可能性がある。――スパイ事件は往々にして国の核心的機密に関わり、公開審理にすると情報漏洩を招く恐れがある。しかし、最終審で傍聴が許されたことは、中国の司法機関が国の安全保障と手続きの正義におけるバランスを取る努力が反映されている。

・中国では、スパイ事件は国家の核心的機密に関わるため、公開審理にはしないが、本件については、初公判では非公開にした一方で最終審段階では傍聴は可能としたとある。
・本メディア記事では、通常では一切非公開とするスパイ事件ながらも「手続的正義とのバランスを取るために公開」したのだから、傍聴した在上海日本国領事館がその審理の詳細を公開すると思われたところ、「プライバシー保護」を理由に公表しなかったとして、意外性を以て受け止めている。
・こういう経過の中で、在上海総領事館が詳細一切を非公開としているが、外務省はこれまでも非公開としており、この点について国会等でも取り上げられたことがある。外務省の説明は、次のようになっている。

「・・・事柄の性質上、積極的に対外公表をすることは差し控えてまいりました。
具体的には、政府としては、御家族への配慮、人定事項を含めた何らかの確認や公表を行うことにより、当該邦人及び同様に拘束されている他の邦人に対する中国当局の今後の中国側司法プロセスにおける取扱い等において、不利益な影響を生じさせる可能性が排除できなかったことから、対外公表をすることは差し控えたものでございます。」（第198回国会 衆議院予算委員会第一分科会 平成31年（2019年）2月27日　垂（秀夫）政府参考人）

・また、このようなスパイ容疑による恣意的拘束・懲役刑等について、やはり6年の懲役刑を課せられ、刑期満了で帰国した鈴木英司氏は、現行の領事行政での対応の限界について自らの体験に基づいて具体的な問題提起をしている。

※上記については、以下のCISTEC資料を参照（p18～）。

◎中国で成立した改正「反スパイ法」と問題点、関連動向について―「国家安全」優位の確立／恣意的拘束・調査の増加／データ鎖国化の恐れ（2023.4.11／同4.28改訂版）
https://www.cistec.or.jp/service/uschina/65-20230411.pdf

○外務省では2025年に、邦人保護について有事と平時とに分けて部署を分けて対応する組織改正を行うと報じられている。有事のテロ、紛争以外に恣意的拘束に対する対応についても十全なものとなるよう期待されるところである。

■中国メディアの報道による付加的情報（２）

○中国のSNSの微信は、「日本间谍案」（微信・白雲飃飃李老師2025年5月15日）との記事を掲載している。

○**＜注目点１＞反スパイ法に加えて刑法違反も認定されていること。**

2021年12月、1名の50歳余りの日本籍男性が上海で中国国家安全機関に拘束され、2023年6月に正式に逮捕され、同年10月に初公判が開かれた。2025年5月13日、上海市第一中級法

院はスパイ罪でこの男性に懲役 12 年の判決を言い渡した。上海市第一中級法院はその行為を《中華人民共和国刑法》および《反スパイ法》に違反すると認定したが、具体的な犯罪行為の詳細は国家秘密にかかわるとして公開審理は行われなかった

中国の刑法では、第二編第一章に「国家の安全に危害を与える犯罪（危害国家安全罪）」として、以下の 11 項目が定められている。本件事案ではどの項目が適用されたのかは不明である。

1、国家反逆罪（第 102 条）
2、国家分裂罪・国家分裂扇動罪（第 103 条）
3、武装反乱・暴動罪（第 104 条）
4、国家政権転覆罪・国家政権転覆扇動罪（第 105 条）
5、海外との結託にかんする加重処罰（第 106 条）
6、国家の安全に危害を与える犯罪活動への資金援助罪（第 107 条）
7、投降罪（第 108 条）
8、逃亡罪（第 109 条）
9、スパイ罪（第 110 条）
10、国家秘密・情報の窃取、探知、買収または不法提供罪（第 111 条）
11、利敵罪（第 112 条）

○＜注目点２＞商業スパイや技術窃取を防止するためのネットワーク監視等を強化しているが、「日本の学術機関と企業の中国における協力プロジェクトはより厳格な審査に直面する可能性がある。」と警告していること。

三、歴史的事件と長期的駆け引き

（中略）

2. 現在の情勢の特徴

最近、中国のスパイ行為に対する取り締まりは著しく強化されており、事件数と処罰の厳しさは増加傾向にある。例えば、2023 年には日本のアステラス製薬の社員が《反スパイ法》の違反容疑で拘束され、2025 年に事件は司法手続きに入った。

四、今後の動向と対応策

1. 中国の反スパイシステムの整備

技術向上：ネットワーク監視とデータセキュリティを強化し、**商業スパイや技術窃取を防止する**。

国際協力:《国際スパイ防止公約》の制定を推進しているが、米・日等の抵抗に直面している。

2. 在中国外国人へのリスク提示

日本の企業や市民は、中国における活動の境界に注意を払い、法的なレッドラインに抵触しないようにする必要がある。例えば、**日本の学術機関と企業の中国における協力プロジェクトはより厳格な審査に直面する可能性がある。**

日本のスパイ事件の判決は、中国の国家安全分野における強硬な立場を反映するとともに、中日関係における根深い矛盾を露呈している。今後、主権擁護と国際司法協力促進とのバランスをいかにとるかが両国交流の重要な課題となるであろう。

中国出張した日本籍女性が 6 年の懲役刑に服役していた事案について

―国家機密の情報は含まれないと判断されたものの懲役 6 年の実刑判決
―中国当局が証拠を押さえるため日本で情報収集活動を行った可能性

■国家機密でないと判断されたにもかかわらず、スパイ罪適用で 6 年の懲役刑で服役

○共同通信は昨年末に、次のように報じ、日本籍女性が 2015 年に拘束され懲役 6 年の懲役刑に服した事案について、2012 年の尖閣列島国有化に関する中国側見解を駐日中国大使館関係者から聞き取り日本政府関係者に伝えたことが、スパイ罪に当たるとされた事情について報じた。

「中国当局が 2015 年に邦人女性を拘束した際、日本国内での行動についてスパイ罪を適用していたことが（2024 年 12 月）30 日分かった。沖縄県・尖閣諸島を巡る見解を東京都内で中国側

から聞いて日本政府側に提供した後、上海出張時に捕まった。**国家機密の情報は含まれないと判断されたものの**懲役 6 年の実刑判決を受け、服役した。複数の日中関係筋が明らかにした。（中略）

邦人の日本での行動に対するスパイ罪適用が判明したのは初めて。日本政府は事態を把握したものの公表していなかった。**中国当局が証拠を押さえるため日本で情報収集活動を行った可能性**も懸念される。

日中関係筋によると、女性は 60 代で、12～13 年に**在日本中国大使館の関係者と都内で複数回にわたり面会**。日本政府による 12 年の尖閣諸島の国有化を受けた日中対立について意見を聞き取り、日本政府関係者 2 人に内容を伝えた。

上海市の高級人民法院（高裁）は 19 年 2 月の判決で、スパイ罪が成立すると認定した。」（共同 2024.12.30）

○拘束当時等の報道によると、女性は 2015 年 6 月に国家安全部に拘束され、同 11 月に逮捕されたが、当時は東京都の日本語学校幹部だった。中国出身で日本国籍を取得しており、頻繁に中国を訪れていたとのこと（共同 2021.8.12、2018.12.8）。

■考えられる問題

○問題の所在

①尖閣国有化に関する中国側の見解を駐日中国大使館員から聴き取ることに何の問題があるのか？　その情報が国家機密に当たらないと判断されながら、なぜスパイ罪が適用し得るのか？

②スパイ罪立件のための情報収集を日本国内で行っていると考えられるが（特に日本政府関係者に伝えたという局面についての情報収集）、日本国内における中国政府による主権行使に該当するのではないのか？（中国政府が米国に対してしばしば批判する「ロングアーム管轄権の行使」ではないのか？）

○明治学院大学法学部の鶴田順准教授は、上記の問題に関する以下の解説記事で、次のように指摘している。

「日本人による日本国内での情報提供行為に対する中国反スパイ法の適用と執行」（公益財団法人日本国際フォーラム・コメンタリー 2025 年 2 月 25 日）
https://www.jfir.or.jp/2025/02/25/11665/

①「中国反スパイ法の中国領域外への適用それ自体は国際法上の問題はない。国際法における保護主義という考えに基づく国内法の域外適用である。保護主義とは、国が、自国の安全や存立その他の重要な国家的法益または社会的法益を侵害する犯罪について、実行地と実行行為者の国籍を問わず、国内法を適用できるという考え方である。」

②「中国領域における中国国内法の執行それ自体は問題ないとしても、中国が当該女性の刑事司法手続きを進めるにあたり、仮に日本領域において当該女性のスパイ行為を明らかにするための証拠収集がなされていたのであれば、中国によるそのような証拠収集は日本の主権を侵害する行為であり国際法違反である。」

③「中国反スパイ法は、いかなる活動がいかなる要件をそなえたときに同法が規制する「スパイ行為」に該当し、処罰されることになるのかが不明確である。・・・いかなる活動が「国家の安全と利益」に危害を及ぼす活動であると評価されることになるのかが不明確である。」

④「中国の国家安全当局が恣意的に解釈して執行する懸念があり、それにより活動を自制する萎縮的効果が生じる。・・・萎縮的効果は外国領域にも及ぶ。中国反スパイ法の域外適用により、各国の憲法で保障されている様々な活動の自由が実質的に侵害されることになるという問題がある。」

■米国は「国境を越えた弾圧」に対して香港政府高官を制裁（SDN リスト掲載）

○米国政府は、本年 3 月 31 日に、香港国家安全維持法を域外適用し米国民や米在住者を含む 19 人の民主活動家に対する「国境を越えた弾圧」に関与したとして、米国の香港正常化大統領令 13936(トランプ前政権時代に施行) に基づき、香港政府高官 6 個人を制裁し SDN リストに掲載している。

○◎ルビオ国務長官は、「本措置は、香港の人々の保護された権利と自由を奪ったり、米国の領土内又は米国の市民に対して国際的な弾圧行為を行った

りする者の責任を追及するというトランプ政権の決意を示すものである。」と国務省声明で述べている。

■地方政府においても制定例が増える反スパイ条例

○国レベルの改正反スパイ法が制定されて以降、地方政府レベルでも制定する例が増えつつある。

○最初に、重慶市が制定し、モデル的事例とされた。重慶市条例では、国の改正反スパイ法以上に厳しい管理規定が盛り込まれている。

◎中国の改正「反スパイ法」に関する補足（その3）―重慶市反スパイ活動条例施行／21年拘束の邦人の起訴等（2023.9.8）
https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20230908.pdf

○現時点で、重慶市以外に、四川省、江蘇省、西蔵自治区、陝西省、上海市、江西省などが制定している（ただし、それらは改正反スパイ法以前の2019～21年に制定）。

反スパイ法の運用でも使われ得る「重要データ」の概念

―「重要データ」の概念は「国家の安全と利益」を体現し、反スパイ法運用でも利用

―推奨国家標準における「重要データ識別ガイドライン」掲載の具体事例が参考に

■「国家の安全と利益」を体現する「重要データ」の概念

○中国では、一般的に理解される「安全保障」よりもはるかに広範な（かつ抽象的な）「総体国家安全観」の下で、「国家の安全と利益」の保護があらゆる法令の目的、運用上の基本概念となっている。

○輸出管理法、データ安全法等でも同様であるが、データ安全法では、それは「核心データ」「重要データ」の概念で示されている。そして、改正反スパイ法においても、「国家の安全と利益」を侵す行為が「スパイ行為」とされている。

○それでは、その「国家の安全と利益」の具体的内容は何かと考える場合、「重要データ」の具体的内容がそれを推察する手がかりとなる。

他方、その「重要データ」の具体的内容については、データ安全法が制定されて以降も、国家標準を作成すべくパブコメ案が何度も示されたが、決定・施行には至らず、2024年3月15日に国家市場監督管理総局・国家標準化管理委員会が共同で推奨国家標準（GB/T 43697-2024）「データセキュリティ技術 データ分類・分級規則」を公布し、その付録Gに規範性文書（※一般的な拘束力を有する行為規範）として「重要データ識別ガイドライン」が収録された。この「重要データ識別ガイドライン」は「重要データ」の具体的内容を識別する際に参照すべき規範性文書であり、データ安全法下の規則でも採用されている。この規範性文書「重要データ識別ガイドライン」を収録した推奨国家標準（GB/T 43697-2024）「データセキュリティ技術 データ分類・分級規則」は、同年10月1日より施行された。

○上記の推奨国家標準に関しては、以下のCISTEC記事を参照。

◎中国の最近の輸出規制とその関連動向（改訂版）
―2024年春以降の動向を中心として
（2024.8.1／同8.5改訂版）
https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20240801.pdf
ｐ7「「重要データ」識別のための推奨国家標準を公布」の項目。

◎中国の推奨性国家標準《データ安全技術―データの分類と等級区分の規則》と重要データ識別ガイドラインについて（2024.8.1）
https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20240801-2.pdf

○同ガイドラインでは、「重要データ」は次のように定義されている（具体的内容は後述）。

■「重要データ」の定義
「特定の分野、特定の集団、特定の地域または一定の精度と規模に達する、ひとたび漏洩または改ざん、破損されたならば、国家安全、経済運営、社会の安定、公共の健康と安全を直接損なう恐れのあるデータ。
注：組織自身または公民個人にのみ影響するデータは一般に重要データとならない。」

■「核心データ」の定義
「分野、集団、地域に対して比較的高いカバー率をもつ、または比較的高い精度、比較的大きな規模、一定の深度に達する、ひとたび違法に使用または共有されると、政治の安全に直接影響する恐れのある重要データ。
注：「核心データは主に国家安全の重点分野に関わるデータ、国民経済の命脈、重要な民生、重大な公共の利益に関わるデータ、国の関連部門が評価して定めたその他のデータが含まれる。」

■改正反スパイ法における「国家の安全と利益」に関係する規定

○改正反スパイ法では、「スパイ行為」「（スパイ行為以外の）国家安全に危害を及ぼす行為」が規定されている。「スパイ行為」において、「国家の安全と利益に関わる文書等の窃取、不法提供等」が規定されている。改正法において加わった部分である。

○「スパイ行為」（改正反スパイ法第4条）を類型別に整理すると以下の通り。

■類型①：スパイ組織が関わるもの
　○国家安全に危害を及ぼす活動
　　スパイ組織・代理人が、指示・資金援助
　　スパイ組織に参加、代理任務引き受け、身を寄せる
　○国家機関、重要情報インフラ等を狙ったサイバー攻撃等
■類型②：スパイ組織以外の国外の機構・組織・個人が関わるもの
　○国家秘密その他の**国家の安全・利益に関わる**文書、データ、資料、物品を窃取、偵察、買収、不法提供
　○国家の職員が裏切るよう策動、誘惑、脅迫、買収する活動
■類型③：主体は関係ないもの
　○敵に攻撃目標を指示
　○その他のスパイ活動
　○中国内での第三国に対するスパイ活動

○「（スパイ行為以外の）国家安全に危害を及ぼす行為」（改正反スパイ法第70条（附則））の対象行為については、改正前の反スパイ法実施規則第8条に規定されている（同規則は現在も有効）。類型別に整理すると以下の通り。

■類型①：直接的と考えられる行為
　○国家の分裂、国家統一の破壊、国家政権の転覆、社会主義制度の打倒を組織・画策・実施
　○国家安全に危害を及ぼすテロ活動を組織・画策・実施
　○国家安全に危害を及ぼす活動を実行
　　社会団体・企業事業組織を設立して利用／宗教を利用／邪教を組織・利用／民族紛争を起し民族分裂を扇動
■類型②：上記以外の行為
　○事実を捏造・歪曲し、国家安全に危害を及ぼす文章・情報を発表・流布／
　　国家安全に危害を及ぼす映像・音楽製品その他の出版物などを制作・伝播・出版
　○国外の個人が関連規定に違反し、制止を聞かずに、以下を行った人物と無断で面会
　　国内の国家安全に危害を及ぼす行為／国家安全に危害を及ぼす行為（又はそれらの重大な疑いがある行為）

■具体的な「国家の安全と利益」のに関わる例として挙げられているデータ事例

○「重要データ識別ガイドライン」では、識別の上で「考慮すべき要素」として、以下のものが列記されている。これらは、西側諸国では公開データとなったいるものも少なからずあるが、中国では保秘すべきものと位置付けられるということであり、「スパイ摘発」活動を警戒する上で、参考となると思われる。

　ただし、q）では、総体国家安全観にある20項目がそのままバスケットクローズ的に掲載されており、予見可能性、明確性が著しく欠ける。

重要データの識別は6.5b）に適合したうえで、以下の要素を考慮しなければならない。

a）領土安全と国家統一に直接影響する、または

国の自然資源の基礎状況を反映する。例えば未公開の領土を構成する陸地、領水、領空のデータ；

b)他の国家や組織の我が国に対する軍事攻撃に利用されるおそれがある、または我が国の戦略備蓄、緊急動員、作戦などの能力を反映する。たとえば一定精度の指標を満たす地理情報や戦略物資の生産能力、備蓄量に関するデータ；

c)市場経済秩序に直接影響する。たとえば重要情報インフラの所属する産業、分野の基幹業務の運営、または重要経済分野の生産を支えるデータ；

d）我が国の言語文字、歴史、風俗習慣、民族の価値観などの特質を反映する。たとえば歴史文化遺産を記録したデータ；

e）重点目標、重要場所の物理的安全保護状況または未公開の地理目標の位置を反映し、テロリスト、犯罪分子の破壊活動の実施に利用されるおそれがある。たとえば重点安全保護団体、重要生産企業、国家重要資産（鉄道、送油パイプラインなど）の施工図、内部構造、安全防護状況を記述したデータ；

f）我が国の科学技術力に関わる、我が国の国際競争力に影響する、または輸出管理品目に関わる。たとえば国家科学技術イノベーションの重大成果を反映する、または我が国の輸出禁止・輸出規制品目の設計原理、プロセスフロー、製作方法のデータ、およびソースコード、集積回路のレイアウト、技術スキーム、重要パラメータ、実験データ、検査報告などのデータ；

g）重要情報インフラの全体的運行、開発と安全保護の状況とそのコアソフト / ハードウェアの資産情報とサプライチェーンの管理状況を反映する、重要情報インフラのサイバー攻撃の実施に利用される恐れのある、システム構成情報、システムトポロジー、緊急対策、評価、運行・メンテナンス、監査ログに関わるデータ；

h）未公開の攻撃方法、攻撃ツールの製作方法または攻撃補助情報に関わる、重点目標に対するサプライチェーン攻撃、ソーシャルエンジニアリング攻撃等のサイバー攻撃の実施に利用される恐れのある、政府・軍工団体等の機微な顧客リスト、および未公開の製品と サービスの調達状況、未公開の重大な脆弱性状況などのデータ；

i）自然環境、生産生活環境の基礎状況を反映する、または環境安全事件を引き起こすのに利用される恐れのある、未公開の土壌、気象観測、環境保護監に関わるデータ；

j）水資源、エネルギー資源、土地資源、鉱物資源などの資源備蓄と開発･供給状況を反映する、未公開の水文観測結果、耕地面積または品質変化状況などを記述したデータ；

k）核物質、核施設、核活動の状況を反映する、または核破壊やその他の核安全事件を引き起こすのに利用される恐れのある、原子力発電所の設計図、原子力発電所の運行状況に関 わるデータ；

l）海外のエネルギー資源の安全、海上戦略航路の安全、海外の公民と法人の安全に関わる、または我が国が参加する国際経済貿易、文化交流活動の破壊または我が国に対する差別的禁止・規制やその他の類似措置の実施に利用される恐れのある、国際貿易における特殊品目の生産取引および特殊装備の配備、使用と補修状況を記述したデータ；

m）我が国の宇宙、深海、極地などの戦略的新領域の現実または潜在的な利益に関わる、未公開の宇宙、深海、極地に対して行った科学的実地調査、開発利用に関わるデータ、および人員の上述分野における安全な出入に影響するデータ；

n）バイオテクノロジーの研究、開発と応用状況を反映する、エスニックグループの特徴、遺伝情報を反映する、重大突発伝染病、動植物の疫

病流行に関わる、生物実験室の安全に関わる、または生物兵器の製造、バイオテロリズムの実施に利用される恐れのある、外来種の侵入と生物多様性に関わる、重要生物の資源データ、微生物の薬剤耐性基礎研究データなど；

o）大局的または重点分野の経済運営、金融活動状況を反映する、産業競争力に関わる、公共安全事故を引き起こす、または公民の生命の安全に影響する恐れのある、集団的活動を引きおこす、または集団の感情や認知に影響するおそれのある、未公開の統計データ、重点企業の商業秘密；

p）国または地域の集団の健康・生理状況を反映する、疾病の伝播と予防・治療に関わる、食品・薬品の安全に関わる、健康・医療資源、膨大な人々の診療と健康管理、疾病管理・防疫、健康救援保障、特定薬品の実験、食品安全トレーサビリティに関わるデータ
q）その他の国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、電磁空間、ネットワーク、生態、資源、核、海外における利益、宇宙、極地、深海、生物、人工知能などの安全に影響する恐れのあるデータ；
注 1：国家安全に影響を及ぼす考慮要素は E.1 を参照。

r）その他の経済運行、社会秩序または公共の利益に対して重大な危害をもたらす恐れのあるデータ。
注 2：経済運行、社会秩序、公共の利益にもたらす重大な危害の参考例は表 F.1 を参照。
以上の要素の一つをもつデータは、重要データとして識別できる。

国務院新聞弁公室が「新時代の中国国家安全」白書を公布

―国家安全の基本概念の「総体国家安全観」は極めて広汎。「安全保障」とは異質。
―2014 年当初の 11 項目から現在は 20 項目に。「目まぐるしく変化し、かつ多様」」

■「新時代の中国国家安全」白書について

○ 2025 年 5 月 12 日に国務院新聞弁公室が《新時代の中国国家安全》白書を公布した。
・中文全文「新时代的中国国家安全」（新華網 2025 年 5 月 12 日）
http://www.news.cn/politics/20250512/f21478fd07484348ae0842569786071e/c.html
・中文版サマリー（新華網 2025 年 5 月 12 日）
http://www.news.cn/politics/20250512/70ce7ed0d6fb49c9b1eefe29f4aa9173/c.html
・英文版 Abstract（新華網 2025 年 5 月 12 日）
https://english.news.cn/20250512/15ac85f452ad41d7ae1855f7009f44f9/c.html
・人民網日本語版記事（2025 年 5 月 12 日）
https://j.people.com.cn/n3/2025/0512/c94474-20313791.html
○全文の末尾に、中文版の末尾に新時代の国家安全分野の重点法律リストが掲載されている（2015 年の国家安全法以下、計 16 本）。

■「新時代の中国国家安全」白書における「総体国家安全観」

○本白書の「二、総体国家安全観を新時代の国家安全の導き手とする」の「（一）総体の把握を要とする」の項目に総体国家安全観の説明が以下の通り述べられている。

「総体国家安全観の要は“総体”にあり、“総体”は新時代の中国の国家安全の精神である。それは大安全の理念を際立たせ、政治・軍事・国土・経済・金融・文化・社会・科学技術・ネットワーク・食料・生態・資源・核・海外権益・宇宙・深海・極地・バイオ・人工知能・データ等多くの分野を網羅しており、社会発展に伴って不断に動的に調整している。大安全とは、新形勢の下で国の生存と持続可能な発展を守るものであるが、安全の一般化したものではなく、また絶対的な安全の追求でもない。大安全とは、一地点・一地域・一産業の安全をしっかり把握することによって国家総体安全の条件を創出し、一

つ一つの安全上の問題を迅速かつ効果的に解決することによって国家の長期安定の基盤を固めていくことである。
系統的な思考を堅持し、科学的な統一的計画を強化し、さまざまな安全要素を全面的に考慮し、発展と安全、外部と内部、活力と秩序、リスクと好機、権益保護と安定維持等の重大な関係を処理し、国家安全保障業務の系統性、全体性、協調性を強化し、国家安全の総力戦を行わなければならない」。

○総体国家安全観は 2014 年 4 月 15 日の中国国家安全委員会第一次会議において、習近平が初めて提出した国家安全保障における基本概念で、当時は 11 項目であったが、「香港国家安全維持条例」のパブコメ募集文書では 20 項目に増えたことが確認され、今回の白書でもこの 20 項目が踏襲されている。

同条例では、「総体国家安全観は目まぐるしく変化し、かつ多様」であることが強調されている。

その他

■光明日報幹部のスパイ罪において、日本大使館、外務省を「スパイ組織」と位置付け

○その他、スパイ罪での立件に関して気になるものとして、昨 2024 年 11 月末に、中国共産党系主要紙である光明日報の論説部副主任の董郁玉氏が、日本のスパイとして懲役 7 年の判決を言い渡されたことである。

○日本の外交官との会食時に拘束されたが（外交官も一時拘束）、判決では、日本大使館及び外務省が「スパイ組織」と認定されていたという。

○董氏は、米国や日本との長く交流していたが、その交流と欧米寄りの論調が問題視された模様。

【参考】

①ロイター記事（2024.11.29）
https://jp.reuters.com/world/china/PAIQZEXLJROLTBUEBA6DWCYKFI-2024-11-29/

②東京大学阿古智子教授による記事（2024.11.30）
https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/044f46f463467df02681eb5163370c5f09a85a91

以上